

るはら資本家は益々つけ上って此の次には何を言ひ出さ
 か諸君をいこ道苦しめるか知れぬい、もう一割下げられ
 ら諸君は以前に較べて半分の賃銀しか取れぬいことに
 然し諸君よ！我等は諸君の生活を擁護する為めには、
 あらゆる應援をしよう。同じ商工舎、戸塚工場、従業員
 は既に我が組合に加盟してゐる

諸君が團結せよ！！

注意

會社は組合に加入した人は工場法に依つて警視廳に届けなければならぬから名前を申出よと言つて脅かし、諸君が組合に加入するのを妨害してゐるがこれは全然会社は胡麻化した工場法にそんな馬鹿な條文は絶対ない。

大正十五年一月十五日
 日本労働組合評議會

關東金屬労働組合
 芝田三四町二一五

別記

商工舎争議

▲急告!!!

商工舎が八時間を六時間にして賃金を二割下げたほんとうの理由は事業不振で諸君を解雇したのだがそれでは諸君が労働組合に加入してゐるから昨年より工場や工場のやうに莫大に解雇手当を出さなければ斯ふして給料を減らしさへすれば皆んなが自分から工場をやめる、さうすれば一重に解雇手当を要しぬといふ資本家一蹴、うまいふところ勘定から出た。今組合では諸君のため強硬な交渉をしてゐる。會社では一週間後なら組合に加入しては好いと云つ